

平成 28 年 4 月 1 日

事業者各位

守口市総務部総務課

中間前金払制度の導入について

本市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて本市における公共工事の適正な施工の確保及び地域経済の活性化に資するため、平成 28 年 4 月より中間前金払制度を導入します。

1. 制度の概要

既に前金払（請負代金額の 4 割以内）として支払いを受けた建設工事において、下記の 2 の要件等を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として、請負代金額の 2 割以内の前金払を追加で支払うことができます。

中間前金払は、部分払のような出来高検査が不要なことから、比較的簡単な手続で工事代金が受け取れ、出来高検査による現場の中断を回避できるといったメリットがあります。

2. 要件等

次の(1)～(5)の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 3 月以上の建設工事であること。
- (2) 既に前金払（請負代金額の 4 割以内）の支払いを受けていること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (5) 工事の進捗出来高が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に達していること。

なお、受注者は、部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合は、複数年度契約に係る最終年度以外の年度精算の位置づけでの部分払を除き、部分払を請求することはできません。

3. 手続

(1) 認定の請求

受注者は、本市が求める書類一式（「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」等）を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの認定を工事の予算担当課に請求します。



(2) 「中間前金払認定調書」の交付

工事の予算担当課は、受注者から認定請求書類一式の提出があった後、原則7日以内（閉庁日を除く。）に要件を満たしているか否かを判断し、認定したときは認定調書により通知します。

その際は、原則、部分払のような出来高検査は行いませんが、提出を受けた書類に疑義等がある場合は、追加資料の提出を求めることがあります。



(3) 保証事業会社への中間前払金保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込をし、保証証書の発行を受けます。



(4) 中間前払金の請求書の提出

受注者は、保証事業会社が発行した「中間前払金保証証書」を添えて、中間前払金の請求書を工事の予算担当課に提出します。



(5) 中間前払金の振込み

工事の予算担当課は、支払請求を受けた後、30日以内に受注者の預託金融機関に中間前払金を振込みます。

なお、上記手続きに係る様式については、本市指定の様式又は本市指定の様式と同内容の事項が記載されたものを使用してください。